

日本政府に対し核廃絶を行うため核兵器禁止条約への参加に向け行動を行い、第1回締約国会議にオブザーバーとして参加するよう求める意見書

1945年8月、日本は広島・長崎に原爆を落とされ、原爆は20万人もの命を奪い、かろうじて生き延びた人たちにも心と身体に消せない傷を負わせ、今も苦しめています。

被爆者たちの強い思いと平和を願う人々の願いにより、2017年7月の国連総会で採択された「核兵器禁止条約」が2021年1月22日に発効されました。

この条約は、被爆者の苦しみと被害に触れ、核兵器の開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、使用、使用の威嚇などの活動をいかなる場合にも禁止しています。

今、世界には13,000発を超える核兵器があるとされています。日本政府は「いずれは核兵器のない世界を実現しなければいけない」と言い続けながら、安全保障上の理由から国連が採択した核廃絶のための核兵器禁止条約に賛成していません。

しかし、核兵器保有国同士がにらみ合う中、何かのきっかけで核兵器が一度でも使われてしまったら、世界は滅んでしまいます。

核兵器禁止条約では被爆者や核実験被害者への援助を行う責任や、まだ条約に参加していない国も締約国会議にオブザーバーとしての参加ができることを明記しています。

世界で唯一の戦争被爆国であり、原爆の人間に与える苦しさや悲しみを知る我が国こそ、核兵器保有国と非保有国の橋渡しの役割を果たし、世界中の人々の平和を守る活動を推進していくため、締約国会議にオブザーバーとして参加するよう行動すべきと思います。

蕪崎市は1983年に、広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返してはならないと核兵器保有国に対し核兵器の廃絶を訴える、蕪崎市「非核平和都市宣言」を決議しました。

平和を愛する蕪崎市として、日本国民の核廃絶の願いを実現するため、核兵

器禁止条約第1回締約国会議にオブザーバーとして参加するよう日本政府に強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月20日

韮崎市議会